

人事委員会年報

平成25年度

岡山市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置	
(2) 人事委員会の構成	
(3) 人事委員会の権限	
(4) 人事委員会の開催状況	
2 事務局	9
(1) 組織	
(2) 定数及び現員	
(3) 所掌事務	
3 予算	11
第2章 事業概要	12
1 任用	12
(1) 採用	
(2) 昇任	
2 給与、その他の勤務条件	16
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見	
(3) 規則等の制定及び改廃の協議	
3 公平審査等	20
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての不服申立て	
(3) 苦情相談	
4 職員団体	21
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督機関	24
(1) 労働基準法の号別区分等	
(2) 職権行使の状況	
6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況	26

第 1 章 組織と運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口 15 万以上のもの及び特別区は、同条第 2 項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、地公法第 7 条第 2 項の規定に基づき、岡山市人事委員会設置条例を制定し、平成 21 年 2 月 1 日に人事委員会を設置した。

(2) 人事委員会の構成

人事委員会は、3 人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっている。（地公法第 9 条の 2）

任期は 4 年であるが、人事委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4 年、3 年、2 年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

職 名	氏 名	任 期
委員長	中 野 惇	平成 21 年 2 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日 平成 25 年 2 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日
委 員 (委員長職務代理者)	守 屋 勝 利	平成 21 年 2 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日 平成 24 年 2 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日
委 員	虫 明 眞砂子	平成 23 年 2 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日

(3) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地公法で人事行政全般にわたり規定されており、その性質により分類すると、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の 3 つに分けることができる。

① 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会もしくは市長に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- コ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

② 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

③ 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

(4) 人事委員会の開催状況

平成 25 年度における本委員会の開催状況は、次のとおりである。

開催回数	定例会	24回
	臨時会	3回
議案	76件	
報告事項	60件	
協議事項	5件	

回数	開催期日	議 事
第1回 定例会	25. 4. 10	議案 1 平成25年度職員採用試験実施日程の公表について 2 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第1号） 3 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号） 4 不利益処分に係る不服申立について（平成25年(不)第1号） 報告 1 採用選考・昇任選考の実施結果報告について 2 採用候補者及び昇任候補者の選択結果通知について 3 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 4 労働基準法別表第1の事業区分の決定について 5 職員団体の登録申請書記載事項の変更について 6 平成25年度の予定について
第2回 定例会	25. 4. 23	議案 1 岡山市職員採用試験受験者のうち不合格者に対する試験成績開示に関する取扱い要領の一部改正について 2 職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職）の実施について 3 選考によって採用することができる職の指定について（平成21年市人事委員会規程第1号）の一部改正について 4 回転翼航空機操縦士の採用にかかる選考の委任について 5 職員の併任について 6 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号） 7 不利益処分に係る不服申立について（平成25年(不)第1号） 報告 1 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 2 採用試験及び採用選考の実施通知について 3 平成25年職種別民間給与実態調査について
第3回 定例会	25. 5. 16	議案 1 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第1号） 2 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号） 報告 1 採用選考実施通知について 2 岡山市教職員組合からの質問書への回答について
第4回 定例会	25. 5. 30	議案 1 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号） 報告 1 宿日直勤務の許可について
第5回 定例会	25. 6. 6	報告 1 採用選考実施結果報告について 2 任期付職員の募集について 3 公益的法人等への職員の派遣等に関する報告について

第6回 定例会	25.6.27	議案 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の実施について 2 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号) 報告 1 採用試験・採用選考・昇任試験実施通知について 2 全国人事委員会連合会総会について 3 職員の解雇予告除外認定について 4 職員の処分に関する書類の提出について
第7回 定例会	25.7.18	議案 1 職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について 3 人事委員会の業務状況の報告について 4 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号) 報告 1 採用試験・採用選考実施結果報告について 2 人事委員会年報について 3 職員団体の登録申請書記載事項の変更について 4 職員の処分に関する書類の提出について 5 第56回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について
第8回 定例会	25.7.30	議案 1 職員採用選考試験（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について 2 任期付職員の採用に係る承認について 3 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号) 報告 1 職員の解雇予告除外認定について
第9回 定例会	25.8.16	議案 1 職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験の合格者決定及び第3次試験の実施について 2 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第1号） 3 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号） 4 不利益処分に係る不服申立について（平成25年(不)第1号） 5 不利益処分に係る不服申立について（平成25年(不)第2号） 報告 1 採用試験実施結果報告について 2 職員の解雇予告除外認定について 3 職員の処分に関する書類の提出について 協議 1 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・人事委員会勧告に向けた今後の協議予定 ・人事院勧告の概要 ・(参考資料) 職員給与関係

第1回臨時会	25.8.21	<p>議案</p> <p>1 職員採用試験（免許資格職）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>協議</p> <p>1 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（参考資料）民間給与関係 ・（参考資料）生計費関係 ・（参考資料）労働経済関係 ・大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議の概要について
第10回定例会	25.8.28	<p>議案</p> <p>1 不利益処分に係る不服申立について（平成24年（不）第2号）</p> <p>報告</p> <p>1 昇任試験実施結果報告について</p> <p>協議</p> <p>1 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民較差 ・本年の給与改定 ・報告（勧告の意義～人事院勧告の概要） ・人事管理に関する諸課題
第11回定例会	25.9.5	<p>議案</p> <p>1 不利益処分に係る不服申立について（平成24年（不）第2号）</p> <p>2 不利益処分に係る不服申立について（平成25年（不）第2号）</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考実施通知について</p> <p>協議</p> <p>1 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むすび（本年の給与改定及びその他給与に関する諸課題） ・むすび（人事管理に関する諸課題）
第2回臨時会	25.9.12	<p>議案</p> <p>1 職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 消防職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>4 不利益処分に係る不服申立について（平成24年（不）第2号）</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考実施結果報告について</p> <p>2 任期付職員の募集について</p> <p>協議</p> <p>1 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市教職員組合からの申し入れについて ・むすび（人事管理に関する諸課題） ・おわりに ・別紙第2 勧告

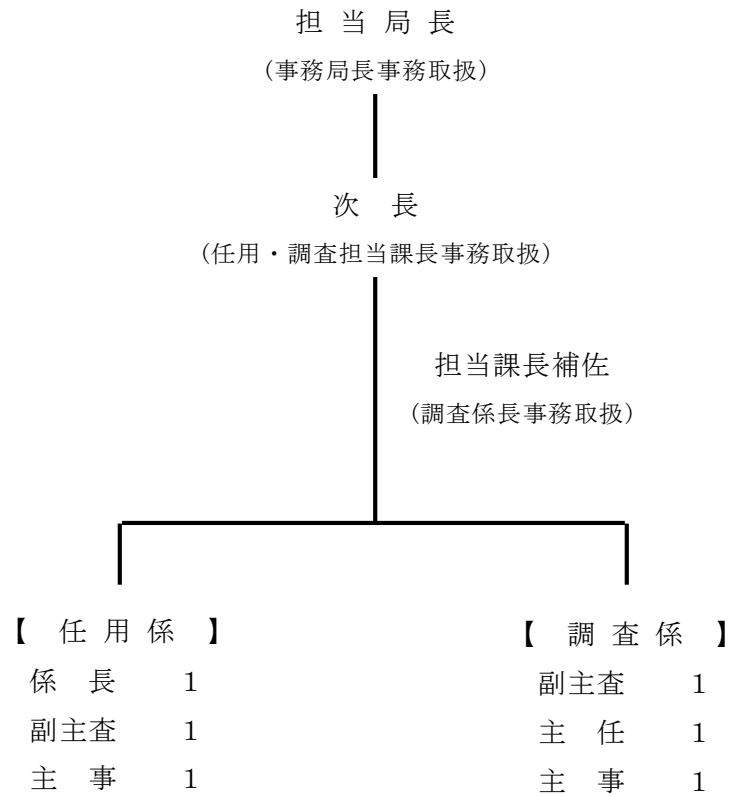
		<ul style="list-style-type: none"> ・報告及び勧告の概要 ・委員長談話等 ・勧告当日の進行等
第12回 定例会	25.9.19	議案 1 任期付職員の任期の更新について 2 条例案に対する意見について 3 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号) 報告 1 採用選考実施通知について
第13回 定例会	25.10.16	議案 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 2 消防職員昇任試験（消防司令補、消防士長）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について 3 採用候補者名簿の期間延長について 4 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第1号) 報告 1 採用試験の実施結果報告について 2 採用候補者選択結果通知について 3 採用選考実施通知・実施結果報告について 4 職員の処分に関する書類の提出について 5 本年の人事委員会勧告等について
第14回 定例会	25.10.24	議案 1 任期付職員の任期の更新について 2 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号) 報告 1 昇任試験実施通知について
第15回 定例会	25.11.12	議案 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の第2次試験合格者決定及び第3次試験の実施について 2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 3 任期付職員の採用に係る承認について 報告 1 採用試験実施結果報告について
第16回 定例会	25.11.21	議案 1 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第2号) 報告 1 採用選考実施通知について 2 人事委員会勧告後の確定交渉の結果等について 3 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

第17回 定例会	25.12.3	議案 1 職員採用試験(短大・高校卒業程度、学校事務)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 消防職員採用試験(短大・高校卒業程度)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 3 条例案に対する意見について 4 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改廃に関する協議について 5 不利益処分に係る不服申立について(平成24年(不)第2号)
第18回 定例会	25.12.19	議案 1 職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 不利益処分に係る不服申立について(平成24年(不)第2号) 報告 1 採用選考実施結果報告について 2 任期付職員の募集について 3 宿日直勤務の許可について
第19回 定例会	26.1.16	議案 1 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改廃に関する協議について 2 不利益処分に係る不服申立について(平成24年(不)第1号) 報告 1 採用選考・昇任試験実施結果報告について
第20回 定例会	26.1.30	議案 1 消防職員昇任試験(消防司令)の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について 2 不利益処分に係る不服申立について(平成24年(不)第1号) 報告 1 昇任選考実施通知について
第21回 定例会	26.2.14	議案 1 不利益処分に係る不服申立について(平成24年(不)第1号) 報告 1 岡山市労連共闘会議からの要請書提出について 2 任期付職員の選考について
第22回 定例会	26.2.21	議案 1 不利益処分に係る不服申立について(平成24年(不)第1号) 2 不利益処分に係る不服申立について(平成25年(不)第1,2号) 報告 1 職場環境等実態調査について 2 自治労岡山県本部からの申し入れについて

第23回 定例会	26.3.14	議案 1 採用に係る選考の委任について 2 職員採用試験（任期付職員）の実施について 3 不利益処分に係る不服申立について（平成24年(不)第1号) 報告 1 採用選考・昇任選考の実施通知について
第3回 臨時会	26.3.20	議案 1 昇任選考合格者の決定について 2 任期付職員の採用に係る承認について 3 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 4 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 5 岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例施行規則の一部改正について 報告 1 採用選考・昇任選考実施通知について
第24回 定例会	26.3.31	議案 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正について 2 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 報告 1 採用選考実施結果報告について 2 平成26年4月1日付け機構改革及び人事異動について 3 岡山市教職員組合からの要請書の提出について 4 職員の解雇予告除外認定について 5 職員の処分に関する書類の提出について 6 平成26年度当初予算について

2 事務局

(1) 組織



(2) 定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 9人

人事委員会事務局の職員現員 9人

(3) 所掌事務

① 任用係

- 1 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- 2 職階制に関すること。
- 3 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 4 人事記録の管理に関すること。
- 5 勤務条件の措置要求に関すること。
- 6 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- 7 職員の苦情処理に関すること。
- 8 管理職員等の範囲に関すること。
- 9 職員団体の登録に関すること。
- 10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 11 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する
こと。
- 12 退職手当管理機関の諮問に応じて行う退職手当の支給制限等の処分について
の調査審議に関すること。

② 調査係

- 1 人事委員会の会議及び議事に関すること。
- 2 公印の管理に関すること。
- 3 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- 4 人事に関する統計報告に関すること。
- 5 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定等に関する調査研
究に関すること。
- 6 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- 7 給与の支払の監理に関すること。
- 8 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- 9 事務局の予算，決算その他庶務に関すること。
- 10 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- 11 事務局に係る危機管理に関すること。
- 12 局内他係の主管に属しないこと。

3 予算

平成25年度における本委員会の当初予算は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当初予算額 ()は前年度	説 明
人事委員会運営事務費	85,749 (92,950)	
報酬	4,229 (4,229)	報酬月額 委員長：1,689 (月額：140.7) 委 員：2,540 (月額：105.8)
給料	35,565 (38,914)	一般職 9人
職員手当等	24,387 (26,353)	
共済費	12,491 (13,910)	
旅費	1,510 (1,736)	普通旅費 1,331 費用弁償 179
需用費	2,357 (2,603)	
役務費	668 (665)	
委託料	1,988 (1,988)	職員採用関係
使用料及び 賃借料	572 (550)	
負担金補助金 及び交付金	1,982 (2,002)	全人連分担金 157 大人連分担金 80 日本人事試験研究センター負担金 1,700 各種研修受講負担金 45

第2章 事業概要

1 任用

(1) 採用

① 採用試験

職員の採用については、地公法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成25年度に実施した採用試験は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
大学 卒業 程度	事務	38人程度	387	323	38	8.5
	土木	16人程度	39	35	16	2.2
	建築	5人程度	9	7	4	1.8
	機械	3人程度	9	9	3	3.0
	電気	4人程度	15	12	4	3.0
	化学	2人程度	35	28	3	9.3
	計	68人程度	494	414	68	6.1
民間 企業等 職務 経験者	土木	1人程度	18	17	2	8.5
	建築	1人程度	4	4	2	2.0
	機械	1人程度	9	8	1	8.0
	電気	1人程度	4	4	0	—
	計	4人程度	35	33	5	6.6
短大・ 高校 卒業 程度	事務	4人程度	73	63	4	15.8
	土木	2人程度	9	8	2	4.0
	建築	1人程度	2	2	1	2.0
	機械	1人程度	4	4	1	4.0
	電気	1人程度	4	2	1	2.0
	計	9人程度	92	79	9	8.8

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
学 事 校 務	学校事務A	4人程度	189	152	6	25.3
	学校事務B	2人程度	20	15	1	15.0
	計	6人程度	209	167	7	23.9
免 資 許 格 職	児童福祉司	若干名	11	11	2	5.5
	心理判定員	若干名	27	26	1	26.0
	保健師	13人程度	32	29	13	2.2

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消 防 士	大学卒業程度	30人程度	257	238	30	7.9
	短大・高校 卒業程度	3人程度	81	80	3	26.7

(消防局で一部実施)

② 採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第13条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条において、任命権者に委任している。

平成25年度に実施した採用選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師	若干名	1	1	1	1.0

イ 人事委員会が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
なし

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
幼稚園教諭・保育士 ※1	44人程度	243	215	44	4.9
回転翼航空機操縦士※2	1人	4	3	1	3.0
栄養士 (県費負担学校栄養職員)※3	若干名	60	47	2 (うち岡山市:0人)	23.5
身体障害者(事務)※4	2人程度	9	9	2	4.5
身体障害者(学校事務)※5	若干名	11	11	3	3.7

- ※ 1 幼稚園教諭・保育士については、総務局人事課・教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 2 回転翼航空機操縦士については、消防局で実施している。
- ※ 3 栄養士（県費負担学校栄養職員）については、教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 4 身体障害者(事務)については、総務局人事課で実施している。
- ※ 5 身体障害者(学校事務)については、教育委員会事務局学事課で実施している。

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
副局長 (1, 1)、審議監 (3, 3)、課長代理 (1, 1)、課長補佐 (1, 1)、主査 (1, 1)、副主査 (1, 1)、主任薬剤師 (1, 1)、医長 (1, 1)、医員 (2, 2)、保健医療専門監 (1, 1)

(2) 昇任

① 昇任試験

職員の昇任については、地公法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成25年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験区分		昇任予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	消防司令	10	25	25	9	2.8
	消防司令補	15	64	64	14	4.6
	消防士長	32	118	118	30	3.9

(消防局で一部実施)

② 昇任選考

職員の昇任については、原則として競争試験によるものとするほか、岡山市職員の任用に関する規則第14条において、選考によることができるとしている。

また、一部の昇任選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条において、任命権者に委任している。

平成25年度に実施した昇任選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

職務の等級	選考請求数 (人)	選考合格者数 (人)
特1等級(局長級)	6	6
1等級(審議監・次長級)	16	16
2等級(課長級)	44	44

イ 委任を受けた任命権者が実施したもの

職務の等級	選考候補者数 (人)	選考合格者数 (人)
3等級(課長補佐級)	78	78
4等級(係長級)	103	103
4等級(副主査級)	144	144
4等級(主任級)	74	74

2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地公法の規定に基づき、議会及び市長に対し、平成 25 年 9 月 19 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

〔職員の給与等に関する報告及び勧告の概要〕

平成 25 年 9 月 19 日

○ポイント

- 1 月例給は民間給与とおおむね均衡しており、改定なし
- 2 特別給（期末手当・勤勉手当）は民間の支給割合と均衡しており、改定なし（職員現行 3.95 月分）
- 3 自宅に係る住居手当を平成 26 年 4 月 1 日から廃止

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) 〔 [(A)-(B)] / (B) × 100 〕
399,454 円	399,376 円	78 円 (0.02%)

(職員の平均年齢 44.8 歳)

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 358 の民間事業所から 133 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等を実地調査（調査完了率 92.2%）

職員と民間における 4 月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(2) 特別給

民間の支給割合	職員の支給月数
3.95 月分	3.95 月分

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の支給月数を比較

3 本年の給与改定

(1) 月例給

本年の公民給与較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当

(2) 特別給

民間の支給割合（3.95 月分）が、職員の支給月数（現行 3.95 月分）と均衡しており、改定を行わないことが適当

(3) 自宅に係る住居手当

新築・購入後 5 年を経過するまで支給する住居手当（月額 2,500 円）については、他都市や市内民間事業所の状況等を踏まえ、本年度末をもって廃止することが適当（平成 26 年 4 月 1 日実施）

4 その他給与に関する諸課題

給与構造改革等における経過措置や高齢層職員の給与制度については、国における給与制度の総合的な見直しや他都市の動向を注視しつつ、本市における実態を考慮した上で、給与制度のあり方についての検討を進めていくことが必要

5 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

質・量ともに安定した受験者確保のための取組の拡充を図るとともに、試験実施手法の検証と改善など多様で有為な人材確保のための取組を更に進めていくことが必要

人材育成の実践の場となる職場の環境づくりを進め、人事管理と職員研修の有機かつ効果的な連携により組織と人材を活性化。管理職員の職場マネジメントの重要性を踏まえ、研修等により継続的にサポート

検証と改善を重ねることで人事評価制度の公正・公平性、信頼性を高めつつ、今後の人事配置や人材育成への活用を図ることが重要

(2) 女性職員の登用

男女が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績評価に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総合的に推進していくことが必要

(3) 仕事と家庭の両立支援

引き続き、勤務環境の整備や制度の周知に努め、両立を図りやすい職場の雰囲気づくりを進めていくとともに、男女が共に仕事と家庭の両立を実現していくことができるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るなど、職員及び職場の意識改革を進めていくことが重要

(4) 時間外勤務の縮減

過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組を引き続き推進していくことが必要

管理職員においては、職員の業務内容や勤務の状況を常に把握し適切な勤務時間管理に努めることが重要。職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、自らタイムマネジメントを実践していくことで事務効率の向上に努めることが必要

(5) 職員の健康の保持と職場環境の整備

メンタルヘルス対策については、研修等により職員の意識を高めた上で、予防対策から再発防止までの各段階において、所属長・職場、産業保健スタッフ、人事担当課が連携・協力し、実効性のある対策を総合的・継続的に進めていくことが必要

ハラスメント対策については、ハラスメントを許さないという意識の徹底を図っていくことが必要。また、管理職員を中心に、良好で活発なコミュニケーションが図られるような職場環境づくりに取り組むことが必要

(6) 高齢期の雇用問題

雇用と年金の確実な接続を図るとともに、定年退職者の能力や経験、技術を有効に活かすことで、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応することができるよう、実情に応じた再任用制度の運用が必要

(7) 多様な雇用形態の職員

全ての職員が、職務に対するやりがいと誇りを持ちながら真摯に職務に励むことにより、質の高い行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、引き続き、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と勤務環境の整備に努めていくことを希望

(8) 市民からの信頼の確保

不祥事の続発という危機的な現状を厳粛に受け止め、職員一人ひとりが岡山市職員であるという自覚と誇りを持つとともに、高い倫理観と使命感をもちつつ、全体の奉仕者として公務に全力を尽くすことで、全庁を挙げて失われた市民からの信頼を取り戻すことを希望

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。(地公法第5条第2項)

本委員会が、意見聴取に対し回答した条例案は次のとおりである。

意見申出 年月日	条 例 名	意 見
25. 9. 19	岡山市職員等の給与の特例に関する条例（第7条、第9条、第10条及び第11条を除く。）	※
25. 12. 10	岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし

※ 岡山市職員等の給与の特例に関する条例（第7条、第9条、第10条及び第11条を除く。）に対する意見については、以下のとおり述べた。

平成 25 年 9 月 19 日付け岡人委第 156 号 条例案に対する意見について

本来、職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、この諸原則によらない給与減額支給措置については遺憾と考えます。

しかしながら、当該条例案は、地方交付税の削減による本市財政への影響を考慮して提案されたものであり、かつ、時限的・特例的なものであることから、やむを得ないものと考えます。

なお、本委員会としては、今後は、地方公務員法に規定する給与決定の諸原則に基づく勧告制度の趣旨が尊重されることを望むものです。

(3) 規則等の制定及び改廃の協議

岡山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。（給与条例第 24 条）

また、給与条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときも同様である。

本委員会に、市長から協議された規則案は次のとおりである。

協議 年月日	規 則 名	意 見
25. 12. 3	住居手当に関する規則	異議なし
26. 1. 16	期末手当及び勤勉手当に関する規則	異議なし

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。(地公法第46条)

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

平成25年度における勤務条件に関する措置要求の事案はなかった。

(2) 不利益処分についての不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができる。(地公法第49条の2)

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

平成25年度における不利益処分についての不服申立ての状況は、次のとおりである。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成24年(不)第1号事案	懲戒処分の取消	H24.5.24	H26.3.14 判定
平成24年(不)第2号事案	懲戒処分の取消	H24.10.3	H25.12.19 判定
平成25年(不)第1号事案	懲戒処分の取消	H25.3.12	H26.2.12 取下
平成25年(不)第2号事案	懲戒処分の取消	H25.8.8	H26.2.12 取下

(3) 苦情相談

職員の勤務条件、執務環境等に関する不平・不満、苦情等を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上を図っていくために、職員は、人事委員会に対して、苦情を申し立てることができる。

この相談があったときは、本委員会は、相談者の不平・不満を円満に解決することができるように、相談者に助言や制度の説明等を行うほか、関係当事者に解決に向けた指導、あっせんを行うものである。

平成25年度における職員からの苦情相談の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	職場環境 関係	その他	計
1						2	3

4 職員団体

(1) 職員団体の登録状況

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
岡山市職員労働組合	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎内
岡山市教職員組合	岡山市北区津島西坂一丁目4番18号 労働福祉事業会館4階

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。岡山市職員の管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められている。

(平成26年3月31日現在)

機 関		職	
議会事務局		局長 審議監 課長 課長代理 課長補佐 秘書係長 庶務係長	
市 長 部 局	本庁	共通	
		理事 局長 会計管理者 担当局長 副局長 室長 統括審議監 審議監 担当審議監 市長補佐監 危機管理監 次長 課長 担当課長 所長 (係長相当職を除く) 館長 課長代理 専門監 課長補佐 担当課長補佐 所長補佐 室長補佐 館長補佐 副専門監	
		政策企画課	主査, 副主査, 主任及び主事 (政策調整を担当する者に限る。)
		事業政策課	主査, 副主査, 主任及び主事 (政策調整を担当する者に限る。)
		秘書課	主査, 副主査及び主任 主事 (市長及び副市長の秘書業務を担当する者に限る。)
		行政改革推進室	主査, 副主査及び主任 主事 (企画立案に関する事務を行う者に限る。)
	総務企画課	主査 (例規審査及び庁舎管理を担当する者に限る。) 副主査, 主任及び主事 (例規審査を担当する者に限る。)	

		政策法務課	主査，副主査，主任及び主事（本務の者に限る。）
		人事課	係長，主査，副主査，主任及び主事（人事企画係及び人事係に属する者に限る。）
		給与課	係長（労務係及び給与係に属する者に限る。） 主査，副主査，主任及び主事（労務係に属する者に限る。）
		財政課	主査，副主査及び主任 主事（企画立案に関する事務を行う者に限る。）
出先機関		東京事務所	所長 副所長 所長補佐
		区役所	区長 区長代理 次長 課長 分室長 分室長代理 担当課長 課長代理 課長補佐 室長 分室長補佐 総務・地域振興課の係長（庁舎管理を担当する者に限る。）
		支所	支所長 支所長代理 課長
		地域センター	所長 所長補佐
		人権啓発センター	所長
		男女共同参画社会推進センター	館長
		男女共同参画相談支援センター	所長
		福祉文化会館	館長 館長補佐
		福祉事務所	所長 所長代理 所長補佐
		善隣館	館長
		保育園	保育園長
		こども総合相談所	所長 所長代理 課長
		養護老人ホーム	園長 園長補佐
		保健所	所長 次長 課長 担当課長 専門監 課長補佐
教育委員会	事務局		教育長 教育次長 統括審議監 審議監 次長 課長 担当課長 所長 課長代理 専門監 課長補佐 所長補佐 室長 室長補佐 副専門監 人事財務課人事係及び学事課の係長，主査及び副主査 人事財務課人事係及び学事課の主任及び主事（人事事務に従事する者に限る。）
	学校以外の教育機関	教育研究研修センター	所長 所長補佐
		学校給食センター	所長 所長補佐
		中央図書館	館長 館長補佐
		視聴覚ライブラリー	館長 館長補佐

		中央公民館	館長 館長補佐
		埋蔵文化財センター	所長
		オリエント美術館	館長 館長補佐
	学校	幼稚園	園長
		小学校	校長 副校長 教頭
		中学校	校長 副校長 教頭
		高等学校	校長 副校長 事務長 教頭 事務長補佐
選挙管理委員会事務局		局長 次長 担当課長 担当課長補佐	
人事委員会事務局		担当局長 事務局長 次長 担当課長 担当課長補佐 係長	
監査事務局		局長 担当課長 担当課長補佐	
農業委員会事務局		担当局長 事務局長 次長 担当課長補佐	

5 労働基準監督機関

(1) 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。本市の労働基準監督機関の職権は、人事委員会の委員長が行う。

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と岡山労働局とが協議して決定する。この区分状況は、次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事 委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	人事課人材育成室、岡山シティミュージアム、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育相談室、適応指導教室あおぞら清輝、トラングラー宮、ラポート牧山、東部適応指導教室すまいる瀬戸、教育研究研修センター、環境学習センター「めだかの学校」、図書館、公民館、犬島自然の家、埋蔵文化財センター、オリエント美術館、人権啓発センター、建部町B&G海洋センター、建部町文化センター、環境情報センター、百花プラザ、西大寺緑花公園緑の図書室
	別表第1の各号に属さない事業	本庁の各事務部局（出先機関及び第1号から第15号の事業所を除く）、東京事務所、消費生活センター、男女共同参画社会推進センター、男女共同参画相談支援センター、区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、土木農林分室、福祉文化会館、障害者更生相談所、こども総合相談所（保護課を除く）、福祉事務所、病院局新病院整備運営課、市場事業部、消防本署、消防出張所、消防局航空隊
労働 基準 監督署	第1号 製造・加工業	水道局本庁、水道局お客様センター、水道局給水工事センター、水道局施設課、水道局水道センター、水道局浄水課、水道局水質試験所、学校給食センター、下水道局本庁、下水道局施設管理課（下水処理場）、下水道事務所
	第3号 土木・建築業	維持管理センター
	第13号 保健・衛生業	福祉交流プラザ、老人ホーム、善隣館、仁愛館、児童館、保育園、こども総合相談所保護課、発達障害者支援センター、こころの健康センター、保健所、保健センター、障害者生活支援センター、瀬戸町健康福祉の館、病院、食肉衛生検査所
	第14号	岡山ドーム管理事務所

労働 基準 監督署	娯楽・接客業	
	第15号 清掃・と畜場業	東山斎場、清掃事業所、山上埋立管理事務所、東部クリーンセンター、東部リサイクルプラザ、岡南環境センター、当新田環境センター、一宮浄化センター

※ 病院局新病院整備運営課及び市場事業部の労働基準法別表第1の事業区分は、各号に属さない、その他の事業であるが、条例により地方公営企業法が適用されるため、労働基準監督署が職権行使を行う。

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成25年度に職権を行使した事項は次のとおりである。

項目	件数
断続的な宿日直勤務の許可	2
健康診断結果報告書の受理	3
産業医選任報告書の受理	1
安全管理者選任報告書の受理	1
衛生管理者選任報告書の受理	3

6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。(地公法第8条第5項)

平成25年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は次のとおりである。

番 号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	制定改廃
平成26年 第1号	26. 3. 20 (26. 3. 20)	給料表の適用範囲に関する規則	一部改正
平成26年 第2号	26. 3. 20 (26. 3. 20)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部改正
平成26年 第3号	26. 3. 20 (26. 3. 20)	岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例施行規則	一部改正
平成26年 第4号	26. 3. 31 (26. 4. 1)	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則	一部改正
平成26年 第5号	26. 3. 31 (26. 4. 1)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部改正
平成26年 第6号	26. 3. 31 (26. 4. 1)	給料表の適用範囲に関する規則	一部改正
平成26年 第7号	26. 3. 31 (26. 4. 1)	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
平成26年 第8号	26. 3. 31 (26. 4. 1)	岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則	一部改正

人事委員会年報（平成25年度）

◎発行年月 平成26年7月
◎編集・発行 岡山市人事委員会事務局
〒700-8554
岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL 086-803-1555